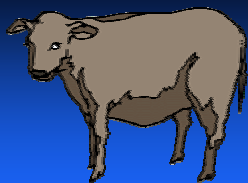
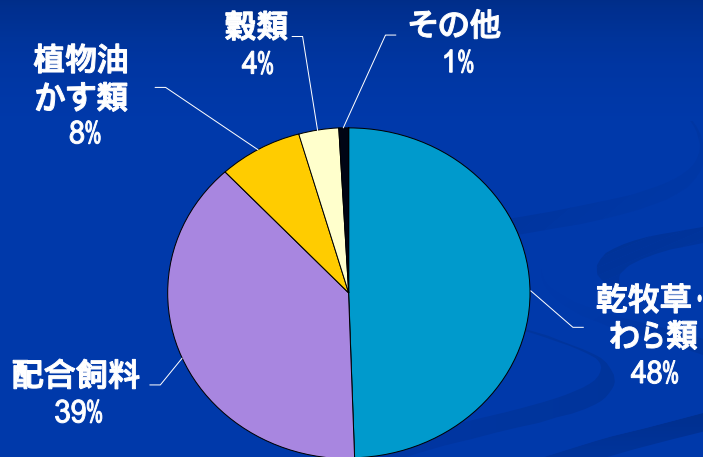


# 乳用牛における飼料の給与構成

(栄養価換算)

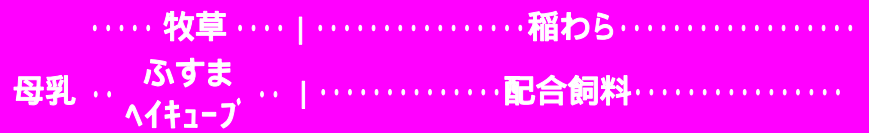


## 肉用牛(黒毛和種)のライフサイクル

出生(約30kgで出生)

離乳(3~4ヶ月) ..... 肥育期間約20ヶ月 .....

去勢



出生 2ヶ月 4ヶ月 10ヶ月

子牛

肥育牛

30ヶ月

(290kg)

(690kg程度)

## 飼料規制の基本的考え方

- BSEの**感染源となりうるものの飼料への利用の規制**
  - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の**分離**
  - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

## 飼料原料の規制状況

飼料原料	由来	飼料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獣脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール <small>(鶏由来肉骨粉)</small>	鶏	×			
フェザーミール <small>(羽毛加工物)</small>					
動物性油脂 <small>(肉骨粉製造時に発生する油脂)</small>	牛	×			

× : 飼料利用不可、○ : 飼料利用可<sup>14</sup>

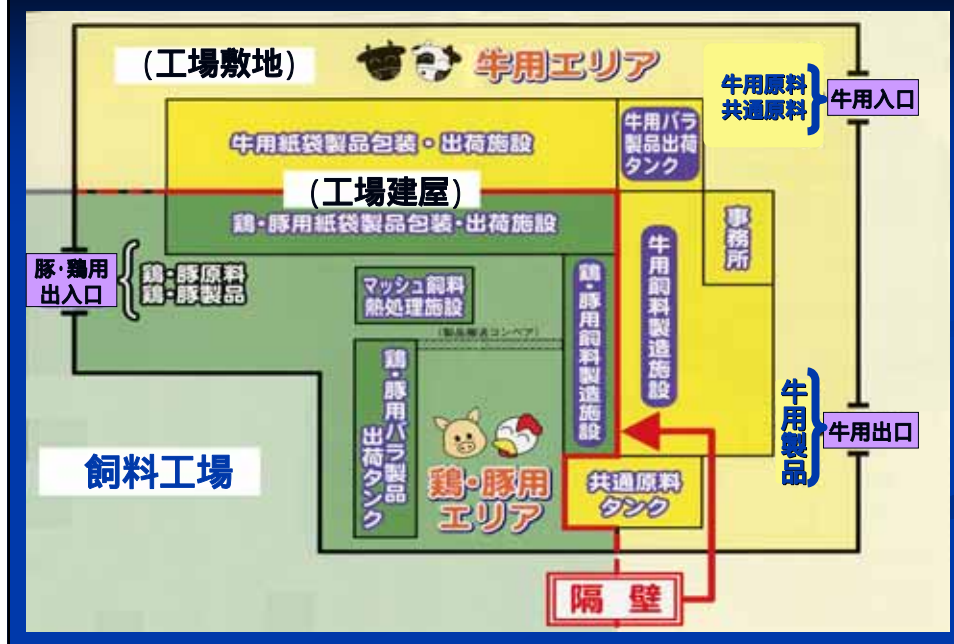
■ 日本における牛海綿状脳症対策について

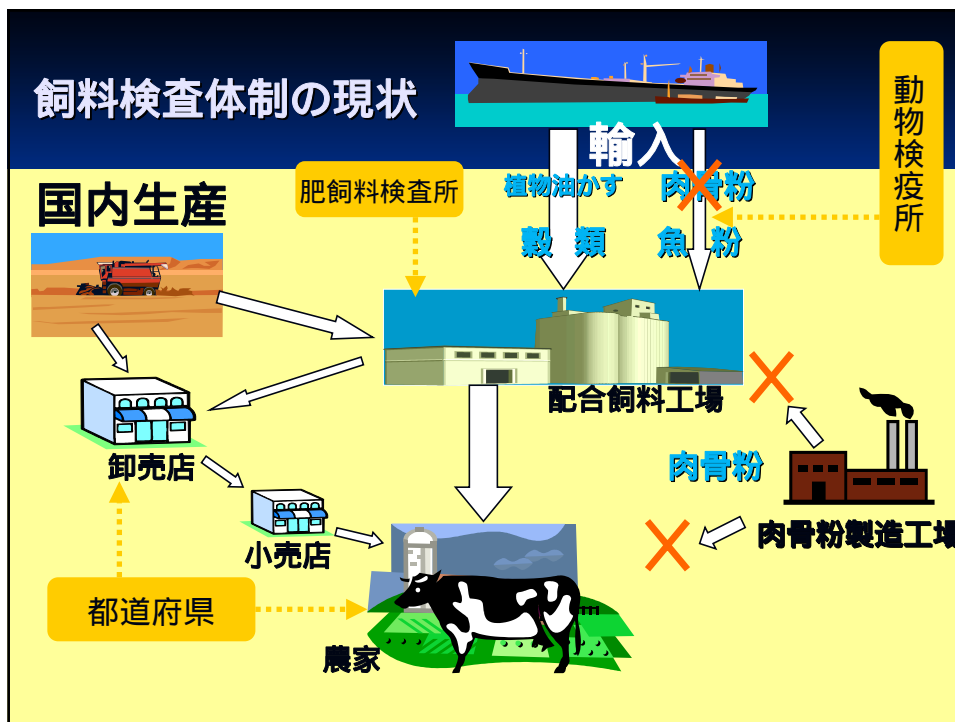
(食品安全委員会プリオン専門調査会 中間とりまとめ)

- BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。

15

牛用飼料と豚・鶏用飼料のライン分離 (飼料工場)





## 飼料規制強化の諮問内容(輸入段階)

### ■ 現状

- 飼料輸入業者の届出に際して、輸入しようとする飼料の種類を届け出ることとされているが、混合飼料等の原材料の種類までの届出を義務付けていない。



### ■ 強化の内容

- 輸入飼料(混合飼料等)の原材料の種類について把握し、輸入業者に対して禁止原料の有無について検査できる仕組みをつくる。

18

## 飼料規制強化の諮問内容(販売段階)

### ■ 現状

- 飼料販売業者は、事業の開始前に届け出ることとされているが、小売業者については届出の対象から除外されている。



### ■ 強化の内容

- 小売業者について、現状を把握し、飼料混入防止のための監視・指導ができる仕組みをつくる。

19

## 飼料規制強化の諮問内容(農家段階)

### ■ 現状

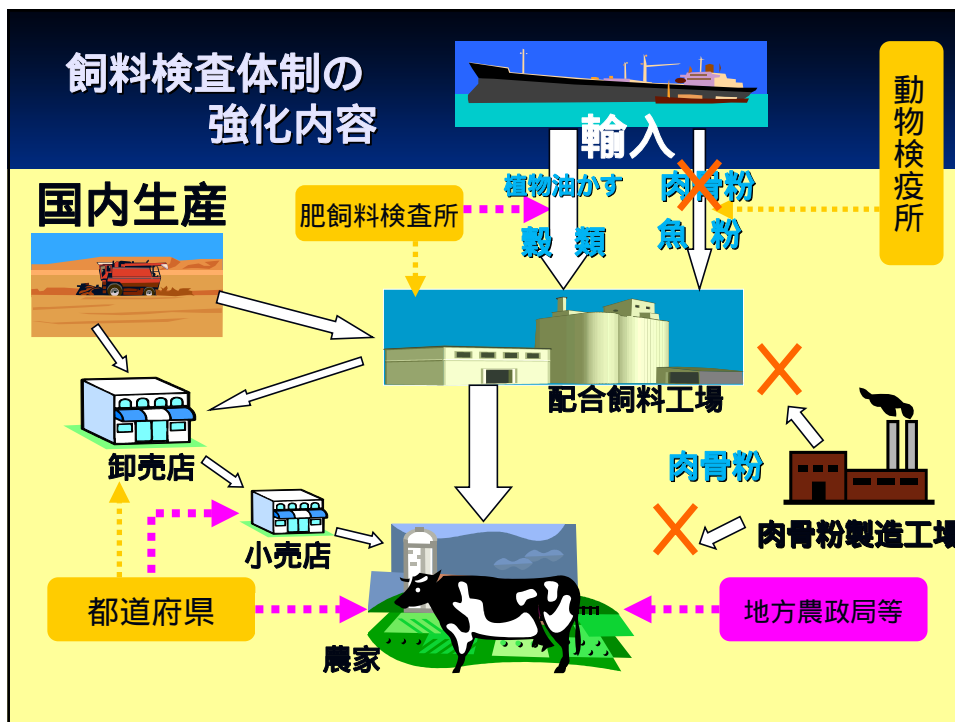
- 牛飼養農家に対する給与禁止飼料の誤用・流用を防止するための監視・指導が必ずしも十分ではない。



### ■ 強化の内容

- 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を活用した周知徹底の強化
- 都道府県による指導・監視項目の明確化

20



### 農場段階におけるリスク牛のサーベイランス

	検査された牛の数			
	13年度	14年度	15年度	16年度
中枢神経症状等が疑われる牛	132 (1)	420	3,248	—
BSE感染牛の同居牛	236	139	266	0
死亡牛 (24ヶ月齢以上)	801	3,755	44,897 (1)	54,324

( )内は陽性頭数、16年度は9月末までの頭数  
16年10月14日死亡牛の陽性1頭を確認